

アンデス共同体

決議 689

加盟国の国内規則を通じて工業所有権の発展及び深化を図るための決議 486 の一定条項の適合—工業所有権に関する共通制度

2008年8月13日

2008年8月15日施行

目次

第1条

第2条

第3条

## 第1条

加盟国は、その国内法を通じて、a)項からj)項までに明示して定められる条件に基づいて、決議486の次の規定のみを発展、深化させる権原を有する。

- a) 第9条：優先権期間を、最初に設定された期限から2月を超えない期間につき回復させるための条件を設定すること
- b) 第28条：発明の開示の条件に関し、発明の説明における一層の明確性及び当該開示における一層の充足性を出願人に要求し、それにより発明の開示が明確、詳細、完全となって、関係先行技術における熟練者による具体化のために過度の実験を要することなく、かつ、その者に対して出願人が出願日において発明を所有していたことを示すという意味で、追加の明細書を導入すること
- c) 第34条：優先権が主張されている原出願に含まれた脱漏の訂正は、出願の拡大とはみなされない旨を示すこと
- d) 第II編、第V章(発明特許)において：医薬品特許を除き、特許の発行、期間又は特許権の回復における国内官庁の不合理的遅延に対し特許所有者に補償する手段を設定すること。加盟国は、特許出願日から5年又は審査命令から3年のうち何れか遅い方を超える遅延を、不合理的遅延とみなす。ただし、特許出願人の行為に起因する期間は、当該遅延の決定には含まれないことを条件とする。
- e) 第53条：製品の商業化の承認を支持するのに必要な情報を生み出すために、特許により保護された主題を使用する権限を含めること
- f) 第138条：複数類の商標登録の設定を可能にすること
- g) 第140条：本条に定める方式要件の訂正期限を設定すること
- h) 第162条：商標の使用に係るライセンス契約の登録要件を選択的とすること
- i) 第202条：原産地表示が先に善意で出願若しくは登録された標章又は周知標章と混同を生じる虞がある場合は、原産地表示の保護は宣言されないこととすること
- j) 第XV編、第III章において：専ら標章について、運送中の商品に対する境界措置の実施制度を発展させること

## 第2条

加盟国は、決議486の規定の工業所有権に関する共通制度に従って、他の加盟国の原産地表示を推進、保護することを約束する。

## 第3条

遅くとも2008年8月20日までに、加盟国は、適切とみなすときは、アンデス共同体の事務総局に対し本決議第1条に定める権限を行使する意向を通知するものとする。この期間経過後は、当該通知をしなかった加盟国は、前記権限を行使することができない。

同様に加盟国は、そのように考える場合は、アンデス共同体の事務総局に対し本決議第1条の国内規則の進展について通知するものとする。

いずれの場合も、事務総局は、他の加盟国に適切な情報を提供する。